

令和8年5月27日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会

資料1

建設生産・管理システム部会

令和8年4月21日 開催

今後の総合評価の検討の方向性

データから、以下について確認できている。

○総合評価の技術評価点が高い者が落札している傾向。

特に技術提案評価型で傾向が強い。施工能力評価は最低価格での落札者の比率が高い。

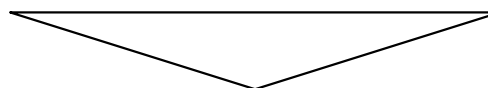
○成績について

・近年、低い成績は減少傾向。

・入札時の技術評価点が高いほど、低い成績は減少傾向。

○近年、事故等は減少傾向。

○一方、総合評価のどのタイプにおいても、調査基準価格直上が入札の最頻値。



総合評価落札方式で価格及び技術力を評価することにより、公共工事の品質確保に一定の成果。

しかし、総合評価で確認している技術力(技術提案・施工能力)が品質向上に寄与しているか、因果関係が明確に確認できていない。

- ・総合評価落札方式で価格及び技術力を評価することにより、公共工事の品質確保に一定の成果
- ・一方、技術提案評価型、施工能力評価型、それぞれで入札者に求める内容が品質向上に寄与しているか、因果関係が明確に確認できていない
- ・総合評価による品質確保の貢献について直接的な確認が難しい中、受発注者の負荷も含め、総合評価をどのように検証・評価すべきか

頂いた主なご意見

- ・受発注者で負担しているコストが妥当なのか、得られている効果が適正か、もう一度考え直しても良いと考える。20年間やってきた総合評価を今後も継続することが良いのか、考えるタイミングに来ていると思う。
- ・技術提案を評価する側も作る側も負担になっている部分があるのではないか。
- ・総合評価は、価格競争一辺倒から品質の向上にも目を向けようとして導入されたものであり、一定の成果は出ていると思うが、一定の範囲で収束してしまう宿命にある気がしている。
- ・成績と品質、健全性には、どのような関係があるのか。成績が良いということは品質が良いということにはならないのか。品質の定義も含めて議論が必要かもしれない。
- ・「今後の発注者のあり方に関する中間取りまとめ」を平成30年に取りまとめから時が経ち、考え方も変わってきている。国土交通省、地方公共団体等も含めて、新たな取り組みも必要だと思う。

今後の対応(案)

P5~11

P12

今後の対応(案)

<技術提案評価型>

求める技術提案により品質向上が図られているか

- ・ 技術提案が品質向上等に貢献しているのか、今後確認していく。
- ・ 技術提案の実態について、今後データ等を元に、確認手法も含め検討していく（例：受発注者へのアンケート等）。

評価と品質の
関係の確認

発注者が有する
データを整理

<施工能力評価型>

施工能力評価により品質向上が図られているか

- ・ 施工能力評価と品質等の関係について、今後確認していく。
- ・ 施工能力評価の実態について、今後データ等を元に確認していく。

実態の確認

受発注者に
アンケートを依頼

<総合評価全体(技術提案評価型・施工能力評価型)>

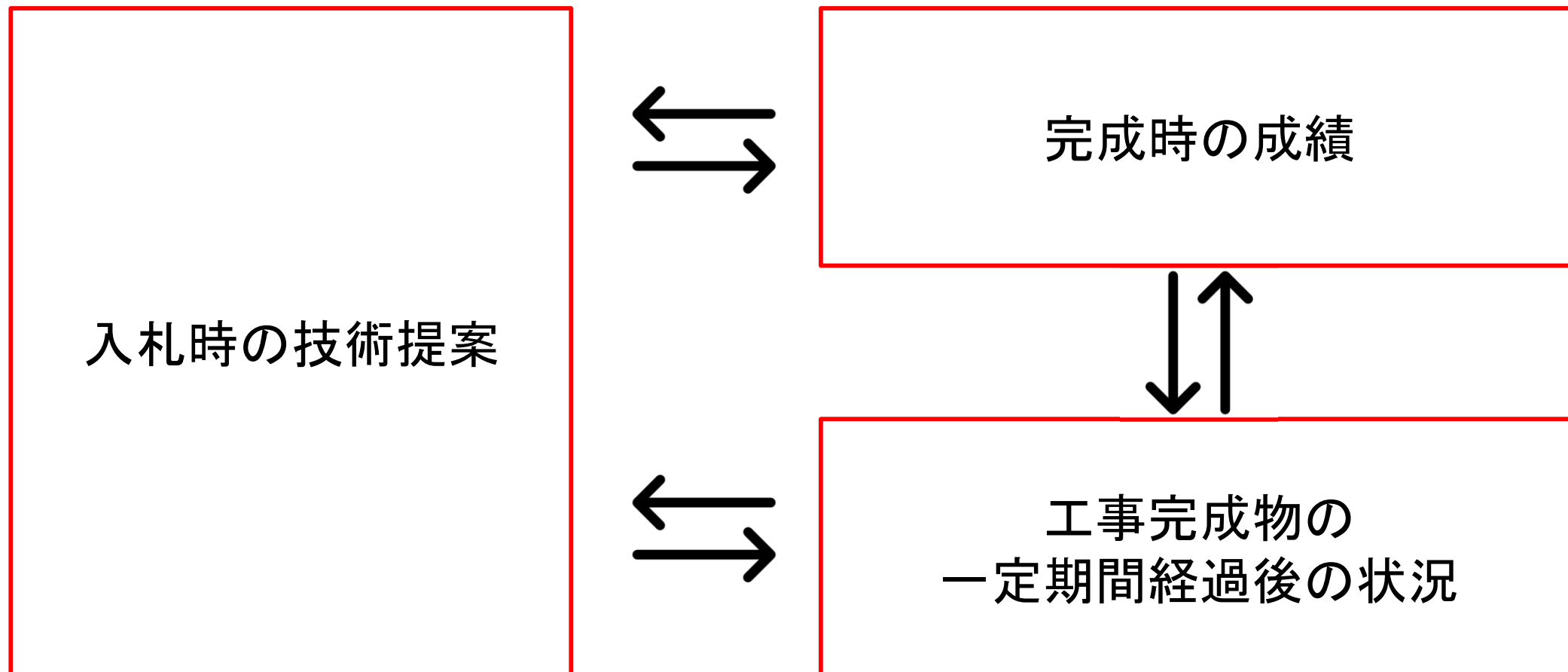
工事目的物の品質確保に向け、入札段階で技術力確認等に受発注者共に負担がかかりすぎているか

- ・ 受発注者の負担の実態について、今後確認していく。
- ・ データの有効活用等により、受発注者ともに作業の簡素化・省力化・自動化等の負担軽減が図られるよう、引き続き検討する必要がある。

評価と品質(一定経過後の状況等)の関係について、今後検討していく

評価

品質

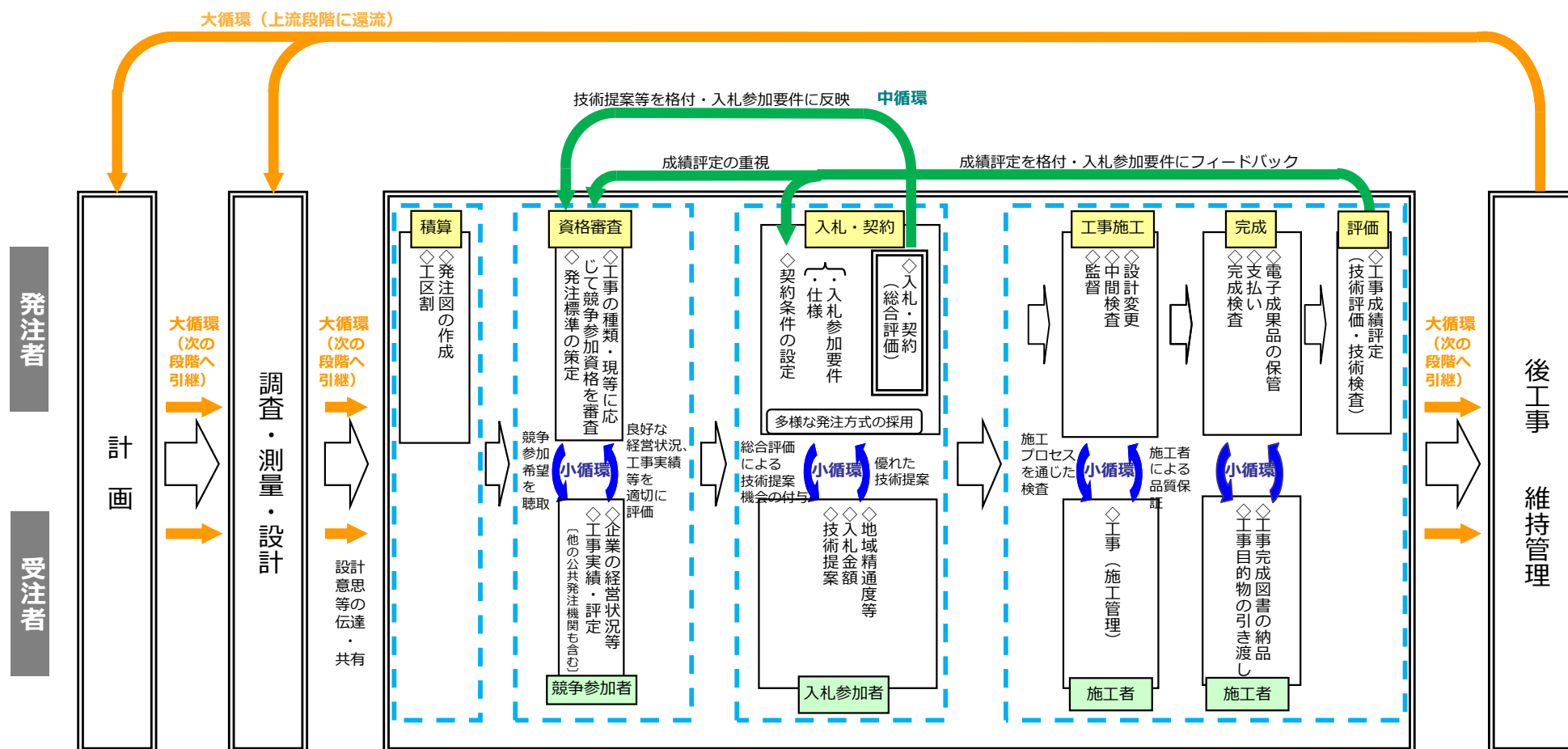


(参考)建設生産・管理システムの循環イメージ

大循環：建設生産システム全体を通じて各段階の経験が着実に次の段階へ引き継がれ、かつ上流段階に環流される仕組み

中循環：企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み

小循環：個々の工事等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み

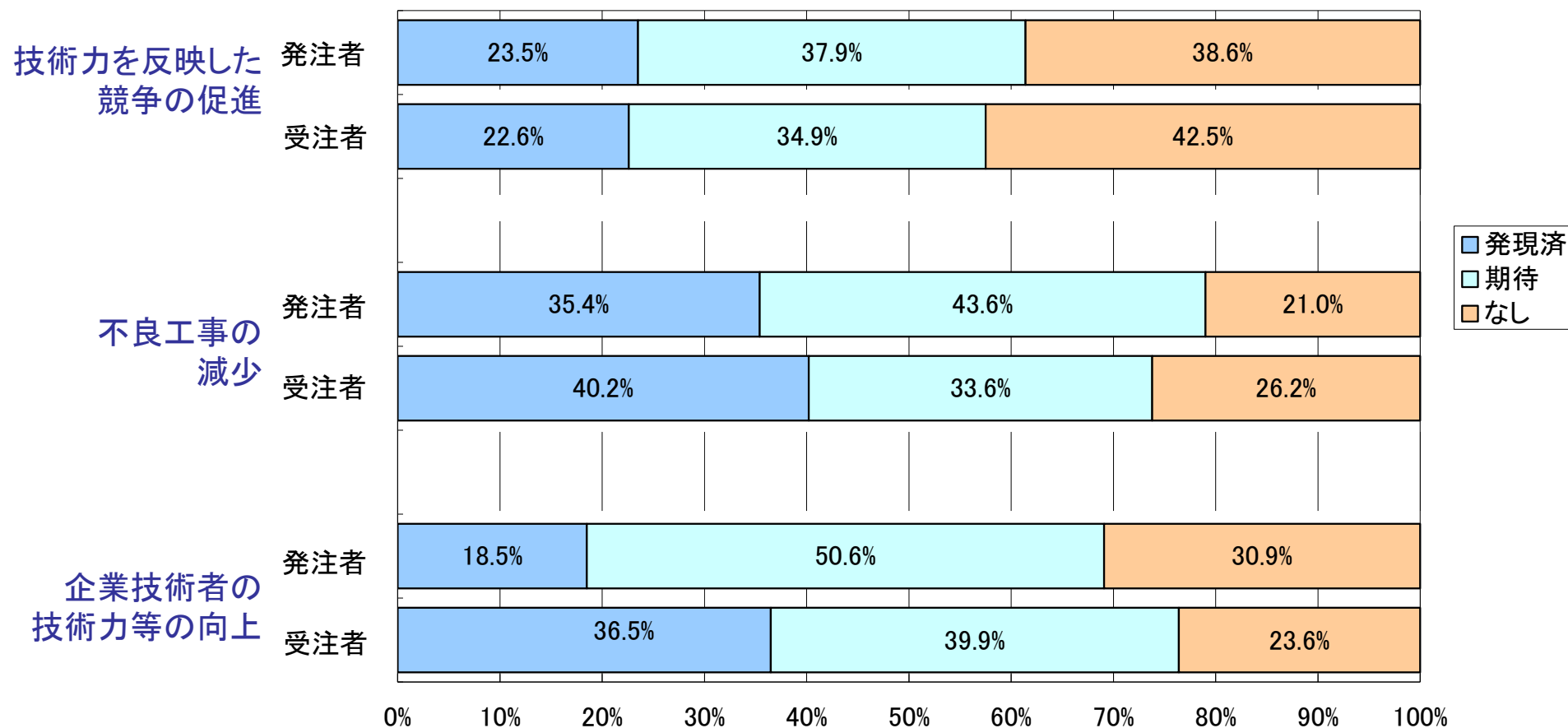


対象	発注者（国、地方公共団体） 受注者（全国建設業協会加盟企業、日本土木工業協会加盟企業）
回答数	1,842 （発注者1,541 受注者301）
項目	・評価項目の設定及び評価基準 ・評価結果の情報公開 ・総合評価方式導入の効果 ・総合評価方式導入の課題と改善策 等

評価 ～工事の品質向上～

◆ 総合評価方式の導入により、**不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や企業技術者の技術力向上等の効果の発現が認められていた(期待されていた)。**

Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。



アンケートから抽出した課題と改善策

- 総合評価方式の導入に対する具体的な問題意識については各々の項目にて高いものがあった。特に「**手続に伴う時間・事務費用**」については発注者側で、「**評価結果の公表**」、「**技術提案の作成費用**」、「**技術提案と予定価格**」、「**地元企業の活用**」、「**受注機会の確保**」に関しては受注者側で高い問題意識を持っている。

事 項	具体的な課題
① 手続に伴う時間・事務費用	「 時間がかかりすぎる 」、「 事務負担が大きい 」、「配置予定技術者が長時間拘束される」
② 技術提案の審査・評価	「 評価結果のバラツキが生じる 」、「適正な評価項目選定に苦慮」
③ 評価結果の公表	「 評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい 」
④ 技術提案の作成費用	「 全ての型で費用負担が発生している 」、「提案資料作成の費用を回収する方法がない」
⑤ 施工体制確認型	「 低入札でも落札できる場合がある 」、「 ペナルティが甘い・ない 」、「 調査基準価格の設定が妥当か(低いのではないか) 」
⑥ 技術提案と予定価格	「 技術提案内容が予定価格に反映されない 」
⑦ 地元企業の活用	「 さらなる地元重視(評価)が必要 」、「 競争性が確保されているのか疑問 」
⑧ 受注機会の確保	「 受注機会が特定の企業に偏っている 」

◆課題の色分けの凡例

赤字:発注者から回答があった具体的な問題認識(図4~5)のうち、40%以上を占める意見

青字:受注者から回答のあった具体的な問題認識(図6~7)のうち、40%以上を占める意見

緑字:赤字、青字の両方に該当する意見

平成20年のアンケート実施後、総合評価を20年近く運用
 社会情勢等、環境は変化したと考えられるため、受発注者の実態を改めて確認

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の手続きに対する 受発注者の課題や改善意見を抽出 ・ 今後の総合評価方式のあり方を議論する基礎資料とする
<p>対象</p>	<p>発注者 (国土交通省)</p> <p>受注者 (国土交通省工事への入札者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (社) 日本建設業連合会 加盟企業 ・ (社) 全国建設業協会 加盟企業 <p>※受発注者ともに、実作業に関わる担当者個人の意見も求める</p>
<p>時期</p>	<p>年度内</p>
<p>項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の効果 技術評価による品質への影響等 ・総合評価落札方式の課題と改善策 ・手続き等の負担 <p style="text-align: right;">等</p>

「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ

～少子高齢社会等の時代の変化に対応できる持続可能な建設生産・管理システムの目指すべき方向性～
(平成30年4月、発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
今後の発注者のあり方に関する基本問題検討部会)

まとめられた方向性

- 働き方改革の推進及び中長期的な担い手の確保・育成
- 「地域の守り手」である地域の建設産業の持続的な育成・確保
- i-Construction の推進等を通じた生産性向上
- 品質に対する信頼性の向上
- 建設生産・管理システムの不断の改善

⇒多くの項目について取り組んでいるところであり、今後フォローアップを実施

○総合評価による品質向上を確認するための検討

- ・技術提案、成績、及び工事完成物の一定期間経過後の状況、それぞれの関係について確認

○総合評価に関する受発注者の取組の実態を把握するための検討

- ・受発注者双方を対象とし具体的な課題や改善意見を抽出するアンケートを実施
- ・負担の実態等について確認

○「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」 (平成30年4月) のフォローアップ

○総合評価による品質向上を確認するための検討

- ・ 技術提案、成績、及び工事完成物の一定期間経過後の状況、それぞれの関係について確認する際の留意点

○総合評価に関する受発注者の取組の実態を把握するための検討

- ・ 受注者の皆様にアンケートのご協力をお願いしたい
- ・ 以下を項目とし、実態を調査する予定だが、適切か
 - － 総合評価落札方式の効果
 - － 総合評価落札方式の課題と改善策
 - － 手続き等の負担

入札促進対策を加えたダンピング防止の取組

「完成等に必要入札価格」での入札促進対策を加えたダンピング防止の取組

1. 公共工事の品質の確保や、災害対応を含め地域を支える建設業が適切に存続し、中長期的に担い手を確保・育成する観点からも、ダンピング受注の防止措置は必要不可欠である。
2. 発注者は、これまでのダンピング受注の防止措置に加え、新たなダンピング防止の取組として、入札者に対し、入札者が自らの施工能力（協力会社を含む）や競争性等を考慮し、完成に必要な費用や品質確保にかかる経費、自社の利益を自ら適切に見積り、適切な入札価格を決定し、入札することを促す取組を実施する。
3. 市場の原理に基づき公正な競争の結果、契約価格が決まる新たな商習慣としての公正な競争環境の醸成を目指す。
4. 公正な競争環境を醸成させるため、発注者は、入札者に対し「**適正価格での入札**」を促すとともに、「**予定価格のより適切な積算**」、「**調査基準価格制度の運用**」についての検討を開始する。
5. 検討においては、中長期的な視点を持ち、「賃金・労働時間等の実態調査」の実施状況等を考慮しつつ進める。
6. 市場の原理に基づき公正な競争環境を醸成する観点から、市場の失敗（外部経済・不経済の内部化）へも配慮する。

■入札価格の決定時、入札者が考慮する事項や見積りに含む費用

- 考慮する事項 : 現場条件を考慮し、入札者自らの施工能力（協力会社を含む）、競争性を考慮
 見積りに含む費用 : 完成に必要な費用、品質確保（人材育成・新技術の活用等の経費を含む）にかかる経費、自社の適切な利益

■適切な入札価格の決定を促し、公正な競争環境を醸成する取り組み

 価格
↑

予定価格のより適切な積算

価格決定プロセスの発想転換によるより適切な積算の実現

- ① 「不調や不落の回避対策」、②高い適用性を備えた積算と「VE提案の活用」の一体的活用

— 予定価格

適正価格での入札

適正価格すなわち「完成等に必要入札価格」での入札促進対策

- ① 労務費等の内訳明示と設計労務単価相当の賃金の確保 ⇒ **ダンピング防止**
 ② 工事検査等の活用 ⇒ **品質の確保に必要な取組**を促す
 ③ 技術提案評価型S型の活用 ⇒ **合理的な施工**を促す

— 調査基準価格

調査基準価格制度の運用

施工等の工夫を考慮した運用の実施

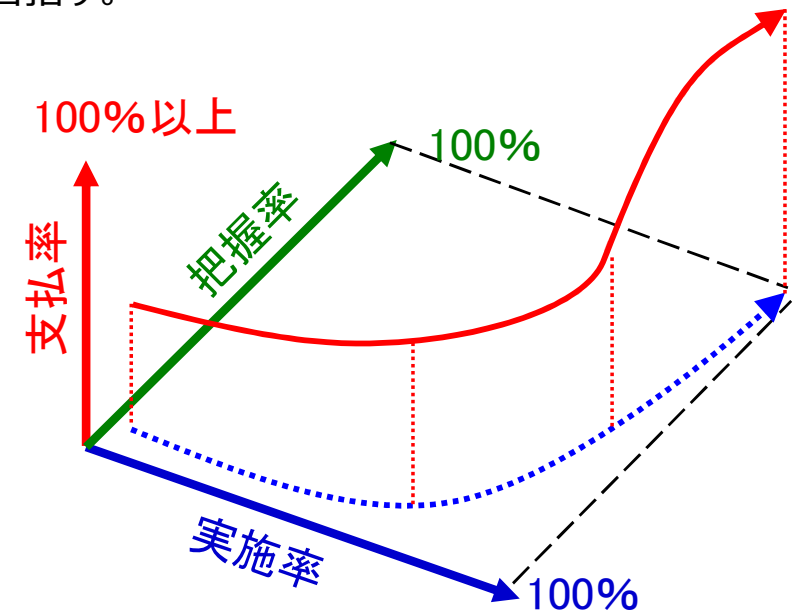
- 高い適用性を備えた積算と「VE提案の活用」の一体的活用

賃金・労働時間等の実態調査の拡充について

■賃金・労働時間等の実態調査の拡充について

- (1) 実態調査の拡充の進め方（優先順位）は以下の通り。①～③は段階（ステップを踏む）的に進めるのではなく、優先順位を保ちつつ、同時並行的に進める。
 - ① 本調査の必要性・重要性を受発注者双方に理解いただきながら進める。
 - ② 全ての直轄工事にて実態調査の実施を目指す。
 - ③ 全ての直轄工事、全ての工種にて、賃金・労務費が設計労務単価以上を目指す。
- (2) 実施率、把握率の100%の達成を目指す取組において、実態調査の実施は、当初、受注者希望型から始め、段階的に、発注者指定へ移行する。
- (3) 支払率が100%を達成させる取組では、適正な賃金・労務費の扱いは、当初、目標（誘導）から始め、早期に、基準（遵守）へ移行する。
- (4) 適切な事業者選定に向けた活用は、①～③の進捗を踏まえ、検討する。
- (5) 最終的には、契約約款第3条の2との関連についても検討の視野に入れる。

実施率 : 実態調査実施工事数 ÷ 全工事件数
把握率 : 対象工事の把握工種 ÷ 全工種
支払率 : 賃金、労務費の支払金額 ÷ 設計労務単価



- 発注者指定型の実施は、実態調査の実施状況を考慮して検討。
- 将来的には、「支払率は100%以上」を目標（誘導）から基準化（遵守）へ早期に移行を目指す。

		R7 秋	R8 春	R8 秋	R9 春	R9 秋	R10春～
実施率	受注者希望型	[Blue arrow from R7秋 to R10春～]					
	発注者指定型			[Blue arrow from R8秋 to R10春～]			
把握率	受注者希望型	[Green arrow from R7秋 to R10春～]					
	発注者指定型			[Green arrow from R8秋 to R10春～]			

頂いた主なご意見

【主なご意見】

- 労働条件を競争対象外とする方向性については、公正な競争環境を確保し労働者の権利を守る観点から高く評価され、ルール遵守のもとでの健全な競争の重要性が指摘された。
- ICT活用やVE提案の推進、日本の段階的な制度設計は戦略的で合理的と評価され、生産性向上と創意工夫を促す施策として期待が示された。
- 適正賃金の確保を前提に、公正な価格競争を通じて「価格競争から時間競争へ」の転換を図り、働き方改革と生産性向上の両立を目指す方向性も支持された。
- 入札が調査基準価格付近に集中する現状や「当てっこ」と呼ばれる実態が続く中、今回の施策による具体的な変化が不明確との疑問が提示された。
- 発注者側の業務負担増や働き方改革への影響、制度導入に伴う実務面の課題についても懸念が示され、関係者間の十分な調整の必要性が指摘された。
- 予定価格と契約後の実行予算の関係や設計変更時の対応など、総価契約の限界も指摘され、コストプラスフィー型など柔軟な契約方式の検討を求める意見があった。
- 労務費の実態把握については、重層下請構造の中で情報の正確性に課題があり、発注者が直接データを収集する仕組みの必要性が指摘された。
- 技術提案に要する過大なコストや過度な提案競争が受注者負担となっている点について、制度的な抑制を求める意見も出された。
- 歩掛への過度な介入は企業の創意工夫を阻害する可能性があり、適切なバランスでの制度運用が必要とされた。

【報告事項】

技術提案評価型(S I 型)の実施状況

品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式

- ☑総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている
- ☑しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい (※R6.6.25システム部会より)

令和6年6月に成立した品確法が改正され、
VFM(Value for Money)の考え方が記載

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、**新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。**

(発注者等の責務)

第七条 (略)

- 二 **価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。**
- 六 **公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。**

VFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(S^{エス}I型))を提案****

技術提案評価型「S I 型」の適用工事(地方整備局等別)

○ 国土交通省直轄の11工事に適用(令和8年3月末)



【報告事項】

ガイドライン一部改定

- 技術提案交渉方式ガイドライン 等

技術提案交渉方式の主な課題とその対応方針

受発注者からの意見等も踏まえ、短期・中長期の2段階に分けた技術提案・交渉方式ガイドラインの改定を検討

①-1: 過年度把握課題のGL改定対応検討(今回)、①-2: 新規把握課題のGL改定対応検討(今回)、②GL改定検討(中長期)、③GL以外での対応、④対応困難 ⑤対応済

分類	小分類	主な意見	対応方針	No
工期・工費	技術協力期間(設計期間)が短い	・技術協力業務の期間が短い場合、関係者との協議さえ整えば抜本的な解決ができると想定した場合においても、その提案を取り下げざるを得ないケースがある	③GL以外での対応	1
	予備設計成果が十分でない場合の対応	予備設計が全て完了していない状況で技術協力業務を並行して行ったが、技術協力期間が非常にタイトであった	①GL改定対応検討(今回)	2
	技術協力業務費用の受発注者間における乖離	・技術協力業務の契約額は500万だが、実際はその10倍はかかっている	②GL改定検討(長期)	3
	見積もり価格の妥当性の判断が難しい	・一社見積りの妥当性の考え方が欲しい(発注者) ・参考額と施工者の見積金額が大幅に乖離していた(発注者) ・技術提案のスクリーニングを行わず、提案内容のスペックそのまま採用した可能性がある(発注者)	②GL改定検討(長期)	4
	入札説明書の概算工事費記載の幅について	・調査、検討を経て、工事契約金額が大きく変更される可能性や、参加者からより良い提案を促すためにも入札説明書の概算工事費は、ある程度の幅を持たせた記載にして欲しい	④対応困難	5
業務の進め方、分担等	適切な変更対応	・契約図書では、18条、19条、20条で変更事項が定められているものの、優先交渉権者という立場上、なかなか変更できない	③GL以外での対応	6
	提案内容に関する他社特許の取り扱い	他社特許の技術を活用する場合、特許を持っている者との金額の差異が顕著であった。	①GL改定対応検討(今回)	7
	リスク分担(契約額の変更の考え方)	・リスク分担(発注者・設計者・優先交渉者)を明確にしていきたい	①GL改定対応検討(今回)	8
前回ガイドライン改定	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、技術提案・交渉に向く適用工事内容を示して欲しい ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない	⑤対応済	9
	受注前の負荷大	・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい	⑤対応済	10
	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい	⑤対応済	11
	発注手続きの負荷大	・専門部会立ち上げや各審議等、準備等の手続きが負担	②GL改定検討(長期)	12
受発注手続の負担等	技術提案書の提出期間	・現場条件の複雑な場合等、技術提案書の手続き期間が短い場合があるため、公告から技術提案の提出まで2か月以上として欲しい ・技術提案書の分量については、目安の例示し、1テーマ当たりの提案数や、書類の提出枚数を削減していただきたい	①GL改定対応検討(今回)	13
	参考額に関する負担	・参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出は、作業及び期間の両面での負担が大きくなるため、削除して欲しい。 ・下り線の工費をもとに参考額を計算したが、週休二日の補正と落札率の割戻がなく参考金額が少なかった(発注者) ・参考額の設定根拠は不明であった(施工者)	②GL改定検討(長期)	14
	評価項目の重複について	・「技術協力業務の実施に関する提案」と「技術協力業務以外に関する提案」で前提となる与条件を求める記載が重複しがちであり、求める内容が異なるのであればその旨を明確にしてほしい	①GL改定対応検討(今回)	15
	技術協力業務の設計図書作成の通知までの期間	優先交渉権選定通知から技術協力業務の設計図書作成に至るまでの期間は、工事ごとに異なると思われるが、概ねの期間を目安として明示願いたい。対応物件では設計条件が未確定のまま着手したため、1か月程度では不足であった	②GL改定検討(長期)	16
	技術提案書作成に必要な資料の公表	技術提案書作成に必要な資料は早目に公表していただきたい(公表時期の明示)	③GL以外での対応	17
	改善技術提案について	・ヒアリング後に必ず改善提案書を提出できるようにして欲しい(受発注者の考え方の違いを確認することでより良い提案ができる)	③GL以外での対応	18
	公告時期を明確化	公告時期を明確に示していただきたい	③GL以外での対応	19